

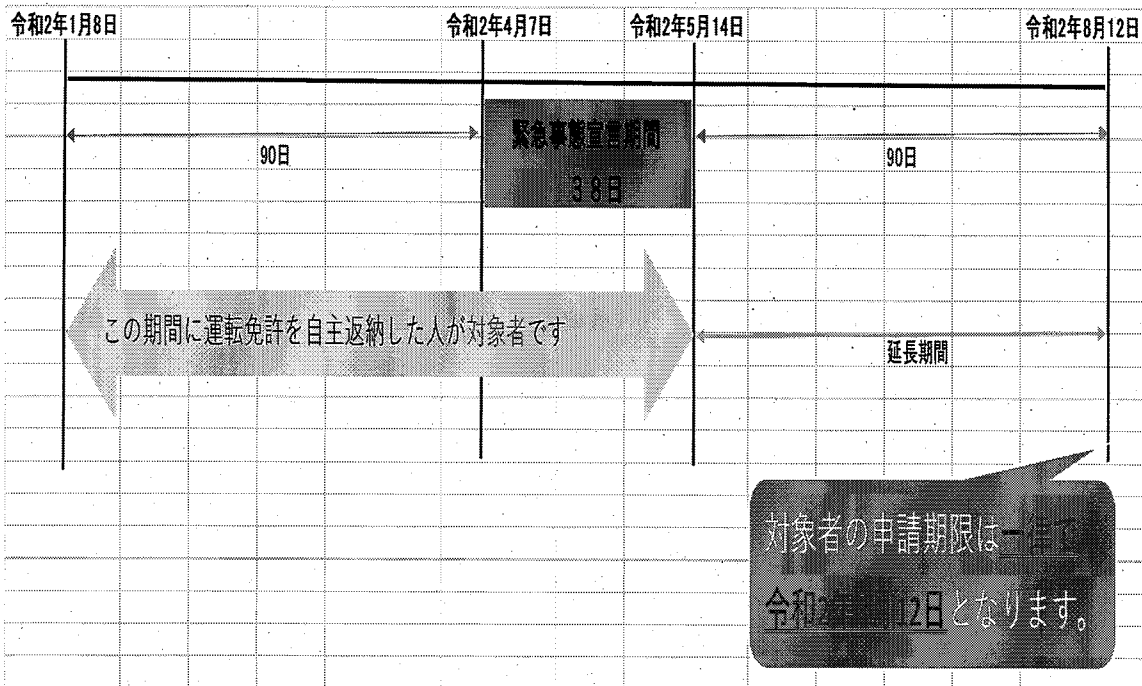
回覧					

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言発令にともなう大分市高齢者運転免許自主返納促進事業に係る申請期限延長措置について

◎対象者（すべて満たす方）

- ・令和2年1月8日から令和2年5月14日までの間に運転免許を自主返納した方
- ・本事業の申請をしていない方 ※一度申請された方は再度の申請はできません。
- ・運転免許の返納時、及び本事業の申請時に大分市に住民登録をしている方
- ・免許の返納時において70歳以上の方

→ 一律で申請期限を令和2年8月12日まで延長



お問い合わせ：大分市市民部生活安全・男女共同参画課（本庁舎4階）

電話：097-578-7541

本回覧は大分市ホームページにも掲載しています。

大分市高齢者運転免許 自主返納促進事業について

◆高齢者運転免許自主返納促進事業の目的

自らの運転に不安を感じる高齢者に、運転免許の自主的な返納を促し、自家用車から公共交通機関による移動に切り替えるきっかけづくりを行い、高齢者が加害者となる交通事故防止と公共交通機関の利用促進を図るために実施する事業です。

◆事業の内容

タクシーチケット (500円×20枚)



1万円分の

もしくは

交通用具購入奨励金



※1万円以上の電動アシスト自転車、シニアカーなど、免許を必要としないもの

を交付又は支給します。※一人1回に限る

◆申請できる人(すべて満たす方)

・運転免許を自主返納した日から90日以内の方

※運転免許の有効期限が切れるなど、失効した人は対象となりません。

・運転免許の返納時において70歳以上の方

・大分市に住民登録をしている方 ※運転免許の返納時及び事業の申請時

◆必要となる書類等

○高齢者運転免許自主返納促進事業申請書

※大分市ホームページ、生活安全・男女共同参画課、各支所窓口設置

○「申請による運転免許の取消通知書」の原本

※運転免許を返納した際に、都道府県公安委員会から発行されます。

※再発行できない書類ですので絶対に紛失・汚損しないでください。

○身分証明書 ※健康保険証、マイナンバーカード等

○印かん ※朱肉を必要とするもの

〈交通用具購入奨励金を希望する場合は、下記も必要になります。〉

○奨励金の請求書 ※大分市ホームページ、生活安全・男女共同参画課、各支所窓口設置

○交通用具を購入した際の領収書又はレシートなど

○購入した交通用具のカタログ又は取扱説明書

○通帳など振込口座のわかるもの

〈代理人の方が申請される場合は、下記も必要になります。〉

○申請者の押印のある委任状 ※手書き・ワードで作成したもので良いです。

○代理人の身分証明書

○代理人の印かん

本回覧は大分市ホームページにも掲載しています。